

和歌山県立医科大学職員倫理規程に基づく行動規範

平成24年5月
公立大学法人和歌山県立医科大学

はじめに

和歌山県立医科大学は、平成18年4月1日行政から独立した公立大学法人として新しくスタートしました。

法人化から今日まで、全学の教職員が一丸となって、教育・研究・臨床それぞれの分野で様々な事業に取り組み、県民の皆様からさらに厚く信頼され、期待される存在になったと自負しています。

しかしながら、平成24年1月に適切でない経理や行動などで県民の皆様から不信を招きかねない新聞報道がなされたことを真摯に受け止め、学内に設置した外部委員を含む調査委員会の調査結果を公表するとともに、今後の対策として、職員の職務に関する倫理の保持について提言をいただきました。

本学では、法人化と同時に職員倫理規程を定め、全ての教職員の遵守を図ってきたところですが、収賄、あっせん収賄など刑法その他の罰則の適用については「公務に従事する職員」と見なされることを再認識し、教職員一人ひとりの倫理意識をさらに高めていく必要があります。

この度、職員倫理規程における利害関係者や禁止行為等について例示するなど、具体的な行動規範を作成しました。本学教職員にあっては、これを参考に、全学で倫理意識を共有し、日々の業務を遂行していただきたいと考えています。

和歌山県立医科大学は「医学の発展」「人材の育成」「医療の提供」というそれぞれの分野で世界をリードする存在になることを目指しています。そのためには、私たち全員が日々の行動や倫理意識の面でも、他の模範となる必要があります。

今一度、普段の行動を振り返り、県民の期待と信頼に応えられていることを確認されることを期待します。

平成24年5月15日

公立大学法人和歌山県立医科大学
理 事 会

和歌山県立医科大学職員倫理規程に基づく具体的な行動規範

I 目的(第1条関係)

職務の執行の公正さに対する県民の疑惑や不信を招くような行為の防止
法人の業務に対する県民等からの信頼の確保

II 倫理行動規準(第2条関係)

和歌山県立医科大学職員として、職務の遂行にあたって遵守すべき規準を列挙

- 1 公正な職務の執行
- 2 職務や地位の私的利用を禁止
- 3 疑惑や不信を招くような行為の禁止
- 4 全力を挙げて職務を遂行
- 5 勤務時間外においても、法人職員としての認識を持って行動

III 利害関係者(第3条関係)

利害関係者とは、職員の職務の性質上、その職務権限と特別の利害関係がある者

〈具体的な利害関係者〉

- 1 物品購入、工事等の契約を締結している事業者等のほか、その申込みをし、又はその申込みをしようとしていることが明らかである事業者等
- 2 共同研究及び受託研究の契約を締結している事業者等のほか、その申込みをし、又はその申込みをしようとしていることが明らかである事業者等
- 3 大学への入学を志願する者及びその関係者
- 4 懲戒処分の対象となる学生等
- 5 大学に教職員として採用されることを希望する者及びその関係者
- 6 大学から教職員を配置することを希望する者及びその関係者
- 7 許認可等を受けて事業を行っている事業者等のほか、その申請をし、又はその申請をしようとしていることが明らかである事業者等
- 8 補助金等の交付を受けて当該交付の対象となる事務又は事業を行っている事業者等のほか、その交付の申請をし、又はその交付の申請をしようとしていることが明らかである事業者等
- 9 檢査、監査等を受ける事業者等
- 10 入札に参加するために必要な資格を有する事業者等
- 11 その他所管する事務事業を行っている事業者等

IV 利害関係者との行為(第4条第1項関係)

1 禁止行為

禁止行為とは、利害関係者との関係において職務執行の公正さに対する県民等の疑惑や不信を招くような行為

〈具体的な禁止行為〉

- (1) 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与（餞別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとしてされるものを含む。）を受けること。
- (2) 利害関係者から金銭の貸付け（無利子又は著しく低利なものに限る。）を受けること。
- (3) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。
- (4) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。
- (5) 利害関係者から未公開株式を譲り受けること。
- (6) 利害関係者から供応接待を受けること。
- (7) 利害関係者と共に麻雀、ゴルフ又は旅行(職務としての旅行を除く。)をすること。
- (8) 利害関係者をして、第三者に対し上記の行為をさせること。

2 禁止行為の例外

- (1) 利害関係者から宣伝用物品又は記念品等、広く一般に配布するための物の贈与を受けること。
- (2) 多数の者が出席する式典、総会その他の催物(これに引き続き行われる飲食を伴うパーティーその他の会合を含む。以下同じ。)において、利害関係者から記念品の贈与を受けること。
- (3) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。
- (4) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車(当該利害関係者がその業務等において日常的に利用しているものに限る。)を利用すること(当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。)。
- (5) 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。
- (6) 利害関係者から書面による出席依頼を受け、職務として出席し、又は多数の者が出席する式典、総会その他の催物において、利害関係者から飲食物の提供を受けること
- (7) 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受けること
- (8) 職員は、私的な関係(職員としての身分にかかわらない関係をいう。)がある者であって、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な職務の執行に対する社会の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、具体的な禁止行為の規定にかかわらず、具体的な禁止行為(第8号を除く。)に掲げる行為を行うことができる。

V 利害関係者以外の者との禁止行為(第4条第2項関係)

1 通常一般の社交の程度を越えた行為

VI 倫理規程 Q&A

〈利害関係者に関する Q&A〉

Q1 職員Aは大学の許可を得てB医療機関に非常勤で勤務している。Aの所属長CにとってBは利害関係者に該当するか。

A 利害関係者に、該当する。

医師の他病院への非常勤勤務については、それぞれの医療機関から大学への要請に基づいて許可している。兼業許可は職務上の権限の行使であり、その意味で、所属長以上にとって所属する医師が許可を得て非常勤で勤務している医療機関は利害関係者に該当する。

Q2 医師にとって担当する患者は、利害関係者に該当するか。

A 倫理規程第3条に規定する利害関係者には、該当しない。

但し、倫理規程第4条第2項で「利害関係者以外との関係においても、通常一般の社交の程度を越えた行為をしてはならない。」と定められており、患者から私的に金銭を受領するような行為は、通常一般の社交の程度を越えた行為と考えられる。

Q3 大学（附属病院を含む。）が使用している機器について、製造業者Aとは契約を締結しておらず、購入・修理等すべての契約の相手方は代理店Bである。当該契約に関わる職員（機種選定を含む）にとって、Aは利害関係者に該当するか。

A 製造業者Aが、ただちに利害関係者に該当するわけではない。

但し、利害関係者に該当する代理店Bのために行動する場合は、利害関係者に該当する。

Q4 医師にとって、大学（附属病院を含む。）が購入している医薬品等の製造業者は、利害関係者に該当するか。

A 利害関係者に該当する。

患者の治療に携わる医師は、使用する薬剤等の選定に関して、一定の優越的な立場から特定の業者に有利な取り計らいをすることが、できる立場にあると考えられる。

Q5 転院を希望する患者に対して、A病院を紹介した。A病院は、利害関係者に該当するか。

A 該当しない。

但し、A病院から患者紹介の依頼を受け、合理的理由が無い状態で患者にA病院を紹介した場合は、倫理規程第2条第1号（一部の者に対する有利な取扱い）違反として処分の対象となる。当然のことながら、患者を紹介し、A病院から謝礼を受領した場合は収賄が成立する可能性があり、その場合は刑事罰の対象となる。

Q6 過去に、所属の医師が非常勤で勤務していた医療機関は、利害関係者に該当するか。

A 該当しない。

所属の医師の勤務が終了した段階で、利害関係者では無くなる。

Q7 A課a班では、契約事務を担当する職員Bと他の職務を担当する職員Cがいる。職員Bは入札及び契約に関する事務にあたっており、職員Cはまったく契約関係事務には携わらずに他の事務にあたっている。職員Cにとって、職員Bの事務による契約の相手方は、利害関係者に該当するか。

A 職員Bの事務による契約の相手方は、職員Cが職務として携わる事務の相手方ではないので、利害関係者には該当しない。

Q8 報道関係者は、利害関係者に該当するか。

A 取材活動を行っている報道関係者は、利害関係者には該当しない。

〔禁止行為のうち、飲食関係 Q&A〕

Q1 利害関係者に該当する法人の賀詞交換会が、○月○日12時から2時間程度開催される。賀詞交換会には多くの者が出席するので、招きに応じて職員も出席することとしているが、酒類も提供される。昼の行事であるが、職員は飲酒してもよいか。

A 賀詞交換会の後、職務にあたるのであれば、飲酒することはできない。

Q2 利害関係者に該当する法人から本学幹部職員に対して、下記態様の記念式典及び懇親会への出席依頼があった。職員は出席してもよいか。

〔態様〕 1 創立10周年記念式典 ○月○日 11:00～12:00
2 懇親会 " 12:00～13:00
※食事のみ提供（酒類の提供無し）されること。
※出席者数は、当該法人3、関連企業7、本学職員2 計12名
※有意義な意見交換が期待できること。

A 本学にとって有意義な意見交換が期待できるものであれば、出席しても差し支えない。

行動規範（禁止行為の例外）では、「多数の者が出席する式典、総会 その他の催物において、利害関係者から飲食物の提供を受けること」はできるとされており、「多数の者」とは20名程度以上と解釈されている。当該事例については20名を下回っているが、有意義な意見交換が期待できるので出席は可能と考えられる。

Q3 A所属の関係団体の会員が褒章を受章したため、団体の有志（20人以上）が、ホテルで祝賀会を開催する。A所属長に対して来賓出席の依頼があったが、出席して飲食の提供を受けてもよいか。

A 多数の者が出席する式典、総会その他の催物に該当するので、A所属長は、出席して飲食の提供を受けても差し支えない。

Q4 利害関係者に該当する企業が開催する会議及び食事付きの意見交換会に、本学幹部への出席要請があり、職員2名が随行する。会議には幹部を含む3名の職員が出席し、意見交換会は幹部職員だけが出席することになっているが、随行職員の食事が別室に準備されており、他の出席団体の随行者とともに食事することになっている。随行職員は食事の提供を受けてもよいか。

A 提供される食事が簡素な物であれば（箱弁当程度）、別室に準備されたものであったとしても、提供を受けて差し支えない。

行動規範（禁止行為の例外）では、「職務として出席した会議その他会合において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受けること」ができる旨規定されている。

Q5 職員Aは、大学の許可を得てB株式会社の非常勤職員に就いている。B株式会社で慣例として開催されている昼食会において、職員Aは食事の提供を受けることはできるか。

A B株式会社の事業として行われる行事であり、食事の提供を受けても差し支えない。

Q6 利害関係者に該当しない企業等の職員から飲食の接待やプレゼントを受けても問題は無いか。

A 利害関係者以外との関係であっても、通常の社交の程度を越えた行為は禁止されている。因みに、和歌山県職員倫理規則で贈与等の報告を義務づけられている基準額は、1件当たり5千円を超える財産上の利益又は供応等があった場合とされている。

〔禁止行為のうち、役務の提供・物品の贈与関係 Q&A〕

- Q1 A所属では、B株式会社に対して、〇〇業務に係る委託を行っている。業務に関連して、A所属職員とB株式会社社員がともに出張する必要があるが、車中打合せを兼ねて、職員はB株式会社の社用車に同乗させてもらうことはできるか。
- A 職員のために特に用立てたハイヤーなど、新たな追加負担を伴わないものであり、職員が職務を遂行する上で、合理的な理由であれば差し支えない。

- Q2 職員Aは、大学の許可を得てB株式会社に非常勤勤務に就いている。B株式会社に出勤する際、職員AはB株式会社から交通費の支給を受ける代わりに、B株式会社が常時契約しているタクシー会社のタクシーにより送迎を受けることはできるか。

- A B株式会社が非常勤の職員に対して、どのような形態で出勤を求めるかは、B株式会社の定めによるものであり、適切な扱いがなされているのであれば、タクシーの送迎を受けても差し支えない。

- Q3 A所属長が利害関係者から土産物を受領し、所属職員に配布した場合、倫理規程に抵触するか。
- A 利害関係者から贈与を受けたことになり、倫理規程に抵触する。

- Q4 民間企業Aがクラシックコンサートを開催する。当該コンサートチケットは、参加希望者を一般に広く募り、抽選のうえ無料で配布されている。この度、民間企業Aから本学B所属長に対しても配布するために来学したが、受領してもよいか。

- A 当該チケットが、B所属長以外にも広く配布されているものであれば、受領して差し支えない。但し、他に対して無料で配布されているからではなく、広く配布されているから受領しても差し支えないものであることに留意すること。

- Q5 利害関係者に該当する団体の設立10周年記念式典に出席した際、出席者50名全員に3,000円程度の目覚まし時計が配られたが、出席した職員は受け取ることができるか。

- A 出席者全員に配られている記念品であれば、受け取っても差し支えない。

- Q6 職員が結婚披露宴を行う際、職員の父との関係に基づき出席した職員にとっての利害関係者から、祝儀を受け取ることができるか。

- A 父との関係により祝儀が出された場合は、通常の社交儀礼の範囲内のものであれば、受け取ることは差し支えない。

〔禁止行為のうち、ゴルフ・旅行関連 Q&A〕

- Q1 A所属及びA所属OB（退職者）によるゴルフコンペを検討している。プレー費用は各自負担するが、OBの中には、特定の職員にとって利害関係者に該当する者もいる。このようなゴルフコンペを開催してもよいか。
- A 当該職員とOBを意図的に同じパーティでプレーさせることができなければ、ゴルフコンペを開催しても差し支えない。

- Q2 A所属では現役職員とOBで、これまで数十年にわたり親睦を目的とした旅行を行ってきた。本年も1泊2日の旅行を計画しているが、OBの中には数名、現役職員にとって利害関係者に該当する団体等に勤務している者がいる。現役職員は、このような旅行に参加してもよいか。

- A 利害関係者との旅行は禁止行為に該当するが、今般の場合は長年にわたり継続してきたものであり、この間に培われた結束は強固なものであると思料される。現時点において何らかの利益を得るために企画された旅行ではないので、公正な職務の執行に対する県民の疑惑や不信を招く恐れがないと認められる場合は、旅行に参加しても差し支えない。行動規範（禁止行為の例外）に定める私的な関係がある利害関係者に該当。

公立大学法人和歌山県立医科大学職員倫理規程

制 定 平成18年4月1日和医大規程第57号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人和歌山県立医科大学職員就業規則第38条の規定に基づき、公立大学法人和歌山県立医科大学（以下「法人」という。）職員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対する県民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって法人の業務に対する県民等の信頼を確保することを目的とする。

(倫理行動規準)

第2条 職員は、法人の職員としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、次の各号に掲げる事項をその職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき規準として、行動しなければならない。

- (1) 職員は、職務上知り得た情報について一部の者に対してのみ有利な取扱いをする等不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務執行に当たらなければならぬこと。
- (2) 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利害のために用いてはならないこと。
- (3) 職員は、法令及び法人の諸規則により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等による疑惑や不信を招くような行為をしてはならないこと。
- (4) 職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならないこと。
- (5) 職員は、勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならないこと。

(利害関係者)

第3条 この規程において、「利害関係者」とは、職員の職務の性質上、その職務権限と特別の利害関係がある者をいう。

(禁止行為)

第4条 職員は、利害関係者との関係において職務執行の公正さに対する県民等の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。

2 職員は、利害関係者以外との関係においても、通常一般の社交の程度を越えた行為をしてはならない。

(理事長の責務)

第5条 理事長は、この規程に定める事項の実施に関し、次の各号に掲げる責務を有する。

- (1) 職員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行うこと。
- (2) 職員がこの規程に違反する行為を行った場合には、厳正に対処すること。
- (3) 職員がこの規程に違反する行為について理事長その他の適切な機関に通知をしたこと的理由として、当該通知をした職員が不利益な取扱いを受けないよう配慮すること。

(4) 研修その他の施策により、職員の倫理観の涵養及び保持に努めること。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、職員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(参考)

地方独立行政法人法（平成十五年七月十六日法律第百十八号）

(役員の兼職禁止)

第五十五条 特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人（以下「一般地方独立行政法人」という。）の役員（非常勤の者を除く。）は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(役員及び職員の地位)

第五十八条 一般地方独立行政法人の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

刑法（明治四十年四月二十四日法律第四十五号）

(収賄、受託収賄及び事前収賄)

第一百九十七条 公務員が、その職務に関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。この場合において、請託を受けたときは、七年以下の懲役に処する。

2 公務員になろうとする者が、その担当すべき職務に関し、請託を受けて、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、公務員となった場合において、五年以下の懲役に処する。

(あっせん収賄)

第一百九十七条の四 公務員が請託を受け、他の公務員に職務上不正な行為をさせるように、又は相当の行為をさせないようにあっせんすること又はしたことの報酬として、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。